



平成26年6月25日

各 位

会 社 名 洛王セレモニー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北村 憲司  
(コード番号・2368)  
問合せ先 取締役管理グループ長  
倉田 浩人  
電 話 (075) 933-4242

## 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年6月25日(水)開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について、また、定款の一部変更の承認を求める議案を平成26年8月25日(月)開催予定の臨時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成19年11月27日(火)に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的とし、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成26年7月15日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成26年6月25日(水)現在の発行済株式総数	:	20,542株
今回の株式の分割により増加する株式数	:	2,033,658株
株式の分割後の発行済株式総数	:	2,054,200株
株式の分割後の発行可能株式総数	:	8,000,000株

##### (3) 分割の日程

基準日公告	:	平成26年6月30日(月)(公告掲載紙 官報)
基準日	:	平成26年7月15日(火)
効力発生日	:	平成26年9月1日(月)

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記株式の分割の効力発生日をもって、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日：平成26年9月1日(月)

(ご参考)平成26年8月27日(水)をもって、グリーンシート銘柄としての当社株式の売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式の分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会の決議により、平成26年9月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第9条(単元株式数)を新設いたします。
- ③ 第9条の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行います。
- ④ 現行定款第6条の変更および第9条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、次の「5. 定款の一部変更の件 議案1：平成26年9月1日を効力発生日とする定款変更」にて記載のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

### 5. 臨時株主総会議案となる定款の一部変更の件

議案1：平成26年9月1日を効力発生日とする定款変更

#### (1) 変更の理由

中長期の経営戦略に沿って、次のとおり定款を一部変更いたしたいと存じます。

- ① 公告の方法の変更  
利便性の向上および公告手続き合理化のため、公告の方法を官報から電子公告に変更するものであります。
- ② 単元未満株券の不発行の新設  
中長期の経営戦略に沿って、単元に満たない株式に係る株券を発行しない定めを追加するものであります。
- ③ 自己の株式の取得条項の新設  
中長期の戦略に沿って、機動的な資本政策を遂行できるように、自己の株式の取得の定めを新設するものであります。
- ④ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の新設  
会社法施行規則および会社計算規則に基づいて、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための定めを新設するものであります。
- ⑤ 附則の新設  
それぞれの効力発生日について定めるものであります。
- ⑥ その他  
その他、会社法に記載のある条項の削除、一部条項の章間の移動もしくは括り直し、上記各変更に伴う条項の変更、一部表現の変更および字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、洛王セレモニー株式会社と称する。</p> <p>(目的) 第 2 条 1～20 (条文省略) 21. 上記各号に付帯関連する一切の業務<u>不動産の賃貸並びに管理業務</u></p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>官報に掲載する方法</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、洛王セレモニー株式会社と称し、<u>英文では Rakuoh Ceremony Co.,Ltd.と表示する。</u></p> <p>(目的) 第 2 条 1～20 (現行のとおり) 21. 上記各号に<u>付帯</u>関連する一切の業務</p> <p>第 3 条 (現行のとおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、<u>株主総会</u>および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告</u>とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>80,000株</u>とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社の株式については株券を発行する。</p> <p><u>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</u> 第 8 条 <u>当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利をあたえる旨およびその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>800万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社の株式については株券を発行する。<u>ただし、1単元に満たない株式に係る株券は発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③当社の株主名簿及び新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<u>株主総会を招集するときは、会日の2週間前までにその通知を発する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての<u>手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者<u>及び</u>議長) 第 13 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (条文省略)</p> <p>第 15 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集権者<u>および</u>議長) 第 15 条 (現行のとおり)</p> <p>(決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (現行のとおり)</p> <p>第 17 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 18 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第 4 章 取締役 <u>及び</u> 取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役 <u>および</u> 取締役会</p>
<p>第 16 条～ (条文省略) 第 17 条</p> <p>(任期) 第 18 条 (条文省略) ②増員<u>又は</u>補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 19 条～ (現行のとおり) 第 20 条</p> <p>(任期) 第 21 条 (現行のとおり) ② 増員<u>または</u>補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役<u>及び</u>役付取締役) 第 19 条 (条文省略) ②取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役<u>および</u>役付取締役) 第 22 条 (現行のとおり) ② 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者<u>及び</u>議長) 第 20 条 (条文省略) ②代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p>	<p>(取締役会の招集権者<u>および</u>議長) 第 23 条 (現行のとおり) ② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる</u>。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等及び退職慰労金)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 25 条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 5 章 監査役 <u>及び</u> 監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役 <u>および</u> 監査役会</p>
<p>第 24 条～ (条文省略)</p> <p>第 29 条</p>	<p>第 27 条～ (現行のとおり)</p> <p>第 32 条</p>
<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>
<p>第 30 条～ (条文省略)</p> <p>第 31 条</p>	<p>第 33 条～ (現行のとおり)</p> <p>第 34 条</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第 33 条 当会社は、毎年 3 月 3 1 日を基準日として定時株主総会の決議によって、<u>株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 35 条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条 当会社<u>の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(除斥期間)</p> <p>第 34 条 配当財産が金銭である場合はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<u>(営業年度及び決算期日)</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 情 報 開 示</p> <p>(会社内要説明書の作成)</p> <p>第 35 条 当会社は、日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄(エマージング銘柄区分)として要求される会社内要説明書その他の開示すべき書類を日本証券業協会が定める提出期限までに作成する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(除斥期間)</p> <p>第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 情 報 開 示</p> <p>(会社内容説明書の作成)</p> <p>第 39 条 当会社は、日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄(エマージング銘柄区分)として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を日本証券業協会が定める提出期限までに作成する。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 <u>本定款の変更は、平成26年9月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 変更の日程

臨時株主総会開催日 : 平成26年8月25日(月)  
定款変更の効力発生日 : 平成26年9月1日(月)

議案2:平成27年6月30日までの間で、当社が発行する株式につき、日本証券業協会の定める「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」におけるグリーンシート銘柄としての取引を終了した日の翌日から起算して18日を経過した日をもって効力を生じる定款変更

(1) 変更の理由

① 株券発行の定め廃止

中長期の経営戦略に沿って、資金調達手段の多様化および機動性の向上を図るため、株券を不発行とすることとし、それに伴う株券発行関連の定めを削除するものであります。

② 情報開示条項の削除

中長期の経営戦略に沿って、本条項に定める開示の必要性がなくなった場合に当該定めを削除するものであります。

③ 附則の新設

それぞれの効力発生日について定めるものであります。

④ その他

その他、上記各変更に伴う条数の変更、一部表現の変更および字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
(株券の発行)	
<p>第7条 <u>当社の株式については株券を発行する。ただし、1単元に満たない株式に係る株券は発行しないことができる。</u></p>	(削除)
<p>第8条 (条文省略) ～第10条</p>	<p>第7条 (現行のとおり) ～第9条</p>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
<p>第11条 (条文省略) ② (条文省略) ③当社の株主名簿および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第10条 (現行のとおり) ② (現行のとおり) ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第12条 (条文省略) ～第38条</p>	<p>第11条 (現行のとおり) ～第37条</p>
<p>第8章 情報開示</p>	(削除)
(会社内容説明書の作成)	
<p>第39条 <u>当社は、日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄(エマージング銘柄区分)として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を日本証券業協会が定める提出期限までに作成する。</u></p>	(削除)
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 本定款の変更は、平成26年9月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</p>	<p>第1条 本定款の変更は、<u>附則第2条に規定する事項を除き</u>、平成26年9月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条</p>
	<p>「<u>第7条(株券の発行)</u>」の削除、「<u>第11条(株主名簿管理人)</u>」の変更、「<u>第8章 情報開示</u>」および「<u>第39条(会社内容説明書の作成)</u>」の削除ならびに「<u>第7条(株券の発行)</u>」の削除に伴う条数の繰り上げは、平成27年6月30日までの間で、当社が発行する株式につき、日本証券業協会の定める「<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則</u>」におけるグリーンシート銘柄としての取引を終了した日の翌日から起算して18日を経過した日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日または上記期間の経過をもって削除する。</p>



現行定款	変更案
(新設)	<u>第3条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(新設)	<u>第4条</u> 前条および本条は、附則第2条の効力が生じた場合に限り、効力を生じ、同条の効力が生じた日の翌日から起算して1年を経過した日をもって前条および本条を削除する。

(3) 変更の日程

- 臨時株主総会開催日 : 平成26年8月25日(月)
- 定款変更の効力発生日 : 平成27年6月30日(火)までの間で、当社が発行する株式につき、日本証券業協会の定める「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」におけるグリーンシート銘柄としての取引を終了した日の翌日から起算して18日を経過した日

6. 今後の見通し

議案2につきまして、株券を不発行とすることは、日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則の指定の取消し事由に該当するものではありませんが、株券を発行していることがグリーンシート銘柄等の指定条件として定められており、当該議案が株主総会において承認され、議案2における定款変更の効力が生じた場合、指定条件を満たさないこととなることから、当社の取扱証券会社から日本証券業協会に対して指定取消しの届出が行われることになり、取扱証券会社は当社の取扱を廃止する見通しとなります。今後のスケジュール等につきましては、詳細が決まり次第開示いたします。

以上